シアルキル）及びテトラアルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アセチルオキシ基（アセチルオキシアルキル基がシアノアルキル基又はヒドロキシアルキル基である場合にあっては、それぞれシアノ基又はヒドロキシ基）がその結合するアルキル基と当該アルキル基の位置番号一から八までのいずれかの炭素原子において結合しているものに限る。）（Xは、一から十までの整数を表すものとする。）

（二八）　N・N・N′・N′―テトラアルキル―N・N′―ビス〔[三―（ジメチルカルバモイルオキシ）ピリジン―二―イル]メチル〕エタンビス（アミジウム）＝ジブロミド（テトラアルキルのアルキル基の炭素数が十以下であるものに限る。）

（二九）　N・N・N′・N′―テトラアルキル―N・N′―ビス〔[三―（ジメチルカルバモイルオキシ）ピリジン―二―イル]メチル〕―N・N′―（二・X_1―ジオキソアルカン―一・X_2―ジイル）ジアンモニウム＝ジブロミド（アルカンの構造が直鎖であり、当該アルカンの炭素数が四以上十二以下であり、かつ、テトラアルキルのアルキル基の炭素数が十以下であるものに限る。）（X_1は当該アルカンの炭素数から一を減じた数を、X_2は当該アルカンの炭素数と等しい数を表すものとする。）

附　則

この政令は、令和二年六月七日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
経済産業大臣　梶山　弘志

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年五月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百七十七号

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成二十三年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「令和二年五月三十一日」を「令和三年五月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
外務大臣　茂木　敏充
防衛大臣　河野　太郎